

特集②

障害者総合支援法を

理解する！活用する！

昨年4月、「障害者総合支援法」が施行されました。

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するためのもので、

「障害者自立支援法」からの改正により、法律名も変わりました。

そのほか、自立支援法から、いったい何が変わったのでしょうか？

その第2次施行がこの4月からで、残された改正点の本格運用もいよいよ始まります。

障害者に「難病等」が加わったり、「知的・精神障害による」行動障害」が重度訪問介護の対象になったりと、

訪問看護と介護が関わる点が少なからずあります。

この活用には「なぜ変わったのか」という背景も重要そうです。

わが国が今年に入って批准したばかりの、国連による「障害者権利条約」も深く関係しています。

難病等を含む障害をもつ人が地域に増えるなか、その「生活」を総合的に支援していくために、

第1次施行にまで遡って、この法律を理解し、残された課題と今後の展望にまで目を向けます。